

お知らせ

宗教法人の「登記に関する届出」
に、登記事項証明書の添付が
不要になりました。



宗教法人法（昭和26年法律第126号）第9条の規定による岡山県への「宗教法人の登記に関する届出」（代表役員変更届等）について、今までは登記事項証明書の添付が義務付けられていましたが、令和8年4月からは、届出書（様式は岡山県HPに掲載）のみを御提出願います。

※ 登記事項証明書の内容は、法務局との登記情報連携により岡山県が確認するため、岡山県への届出に際し添付を要しないとするものです。
なお、法務局での登記手続は今までどおり必要です。

問合せ先

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部総務学事課 学事班

TEL; 086-226-7921 FAX; 086-234-7433